

令和3年8月17日（火）

（第1回岡山県消費生活懇談会）

## <資料2>

### 報告事項

#### ② 第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策の実施計画（令和3年度）

- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画（概要版）
- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画の概要 . . . . . 1
- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画施策体系（新旧） . . . . . 2
- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画 目標値 . . . . . 3
- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策（取組）変更内容 . . . . . 4
- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧  
（令和3年度計画） . . . . . 5



# 第4次岡山県消費生活基本計画

～消費者が主役となる社会を目指して～

計画期間：令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

概要版



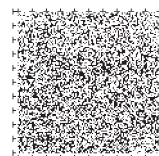
## 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のため、県では、さまざまな消費者施策を推進しています。

このたび、消費生活を取り巻く環境の変化や、民法の成年年齢引下げなどの新たな課題に対応するため、国の消費者施策の動向を踏まえ、今後の施策を一層総合的・効果的に推進する「第4次岡山県消費生活基本計画」を策定しました。

令和3(2021)年3月

岡山県



## 基本目標・重点目標

5つの基本目標と17の重点目標を定め、目標ごとに具体的な施策の方向を示しています。

### 基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

消費者被害の未然防止、早期発見、迅速な対応を行うため、県消費生活センターの充実及び市町村の相談体制充実への支援を行います。また、高齢者、障害のある人等に対してきめ細かな対策が行えるよう、福祉関係者や周囲の人などと連携した消費者被害の防止・救済体制の構築を支援します。

●重点目標1 消費者被害の防止

●重点目標2 消費者被害からの救済

### 基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

自立した消費者の育成に向けて、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を実施するとともに、消費者教育を担う人材の育成をはじめ、関連する教育との連携や幅広い情報の共有などを進めます。

●重点目標1 ライフステージに応じた消費者教育の実施

●重点目標2 若年者への消費者教育の推進

●重点目標3 消費者教育を担う人材の育成

●重点目標4 他の関連する教育との連携

●重点目標5 消費生活に関する啓発・情報提供

### 基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

公正で持続可能な社会の実現のため、人や社会、環境に配慮した消費行動などへの意識醸成や、消費者の主体的な行動の促進を図ります。また、消費者の組織的な活動を支援するとともに、消費者の意見を県の施策に適切に反映します。

●重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

●重点目標2 消費者の組織活動の促進

●重点目標3 消費者の意見の反映



### 基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

合理的に商品やサービスを選ぶためには、適正な規格や表示、公正・公平な取引などが重要です。各種法令に基づいた指導や監視、消費者への情報提供など、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。

●重点目標1 規格・表示等の適正化

●重点目標2 取引における公正・公平の確保

●重点目標3 公正な価格の形成

●重点目標4 生活必需品の安定供給

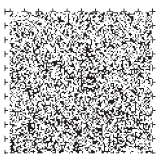
### 基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保

食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心できるよう、指導や監視、情報提供などを行います。

●重点目標1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保

●重点目標2 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保

●重点目標3 安心の定着に向けた信頼の確立





## 計画期間中の重点施策

○令和7年度の目標値を設定

### 施策1 消費者被害の防止 (基本目標Ⅰ・重点目標1)

消費者に身近な市町村で消費生活相談が適切に対応できる体制づくりを支援します。  
また、消費生活上特に配慮を要する高齢者や障害のある人等に対して、それぞれの特性を踏まえきめ細かな対策を行います。

#### (施策例)

- ・市町村の消費生活相談体制の充実支援
- ・地域における見守りネットワーク構築支援
- ・障害のある人に配慮した教材の開発と講座の実施

#### 目標値

- ・消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率 90.0%
- ・消費生活相談員を配置する市町村数 (派遣相談員を含む) 27市町村
- ・消費者ホットライン188の認知度 (「言葉も内容も知っている」) 30.0%
- ・「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村の数 10市町村

### 施策2 ライフステージに応じた消費者教育の実施 (基本目標Ⅱ・重点目標1)

年齢、性別、障害の有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況などの消費者の特性に配慮しつつ、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供できるよう取り組みます。

#### (施策例)

- ・公民館等での生涯学習活動や企業等との連携による、幅広い層への消費者啓発講座等の実施促進
- ・消費者教育コーディネーターを中心に、市町村での消費者教育の推進役の育成と取組の支援
- ・地域の見守りネットワークの枠組みを活用した、見守る側・見守られる側への消費者教育の推進

#### 目標値

- ・消費者啓発セミナーの受講者数 (5年累計) 35,000人
- ・見守り力アップ講座受講者数 (5年累計) 2,200人

### 施策3 若年者への消費者教育の推進 (基本目標Ⅱ・重点目標2)

民法の成年年齢引下げに向けて、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、学校等における実践的な消費者教育を推進します。

#### (施策例)

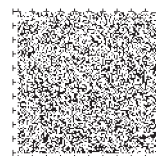
- ・学校教育等における実践的な消費者教育教材を活用した授業等の普及促進
- ・若年者への消費者教育を担う教員等への研修の実施充実
- ・学校・大学等における消費者啓発セミナー等の実施促進
- ・消費生活相談現場 (消費生活センター等) と教育現場 (高等学校・大学等) との連携の強化促進

#### 目標値

- ・実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合 100%

### 計画の進め方 次のことを考慮しながら、この計画に掲げた施策を強力に推進します。

- 推進体制 (関係施策の連絡調整、消費者被害等の情報共有と迅速な対応)
- 県民、各種団体等との連携
- 国、他の都道府県、市町村との連携
- 具体的施策の進捗状況の調査及び見直し
- 諸情勢の変化への対応



## 県民の皆さまへ

県と市町村では、県民の皆様の消費者トラブルなどに関する消費生活相談窓口を設けています。

▶困ったときは、まず消費者ホットライン ☎188にお電話ください。

県と市町村では、高齢者をはじめ地域で暮らす皆様の消費者被害を防止するために、見守りネットワークづくりに取り組んでいます。

▶それぞれのお立場から、地域の消費者被害を防いでいくために、ご協力ください。

県では、県民の皆様が、消費者被害にあわず、合理的な判断ができる消費者になっていただくために、市町村等と連携して、啓発講座の開催や消費者教育資材の提供等を行っています。

▶自立した消費者を目指して、積極的に参加・活用してください。

契約や悪質商法におけるトラブル、製品やサービスによる事故など、

# 困ったときには、 まず相談!

## 消費者ホットライン

年未年始を除いて原則毎日ご利用いただけます。

い や や

# 188



©岡山県「ももっち」

局番なし

※最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

※IP電話からはご利用いただけません。

## 県の消費生活相談窓口

岡山県消費生活センター ※土日も開所  
しています。

☎086-226-0999

相談日時:火曜日～日曜日 9時～16時30分

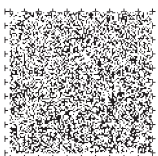
〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階

岡山県消費生活センター 津山分室

☎0868-23-1247

相談日時:月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時30分

〒708-8506 津山市山下53 岡山県美作県民局相談室内



第4次岡山県消費生活基本計画についてのお問い合わせ先

### 岡山県 県民生活部 暮らし安全安心課 消費生活班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL : 086-226-7346 FAX : 086-225-9151

URL : <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/22/>



# 第4次岡山県消費生活基本計画の概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 【策定の趣旨】

- ・消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、国の「第4期消費者基本計画」等を踏まえ、「第4次岡山県消費生活基本計画」を策定し、今後の施策を一層総合的・効果的に推進する。

### 【位置付け】

- ・岡山県消費生活条例第9条第1項に基づき策定する消費生活に関する基本的な計画
- ・消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき策定する消費者教育推進計画

### 【期間】

- ・令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(5年間)

## 第2章 消費生活をめぐる現状と課題

### 【最近の社会状況】

- 高齢化の進行及び高齢者単独世帯の増加
- 民法改正による成年年齢の引下げ
- 在留外国人等の増加
- 取引形態の多様化
- 自然災害の頻発化・激甚化、新型コロナウイルス感染症の拡大
- 持続可能な社会の実現に向けた取組

### 【消費者政策の基本的方向(国の基本計画)】

- ◎ 消費者被害の防止(高齢者・障害のある人など消費者の多様な特性に応じたアプローチなど)
- ◎ 消費者の自立と事業者の自発的取組の加速(若年者等に対する消費者教育の取組など)
- ◎ 協働による豊かな社会の実現
- ◎ デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応
- ◎ 災害・感染症拡大時の緊急時対応

### 【今後の課題】

- 消費者被害の防止 → 高齢者等配慮の必要な消費者に対し、その特性を踏まえたきめ細かな対策
- ライフステージに応じた消費者教育の実施 → 各段階に応じた体系的な消費者教育の実施
- 若年者への消費者教育の推進 → 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の一層の強化

## 第3章 目標と取組

### ◆ 基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

- 重点施策 消費者被害の防止(相談体制の充実、見守りネットワーク構築の促進など)

### ◆ 基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

- 重点施策 ライフステージに応じた消費者教育の実施
- 重点施策 若年者への消費者教育の推進

### ◆ 基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

### ◆ 基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

### ◆ 基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保



目標値を設定

## 第4章 計画の進め方

### 推進体制

庁内連絡調整、消費者被害等の情報共有と迅速な対応

### 県民等との連携

様々な団体との連携、協力による効果的な施策の実施

### 国や市町村等との連携

積極的な情報共有や連携、適切な役割分担

### 進捗状況調査及び見直し

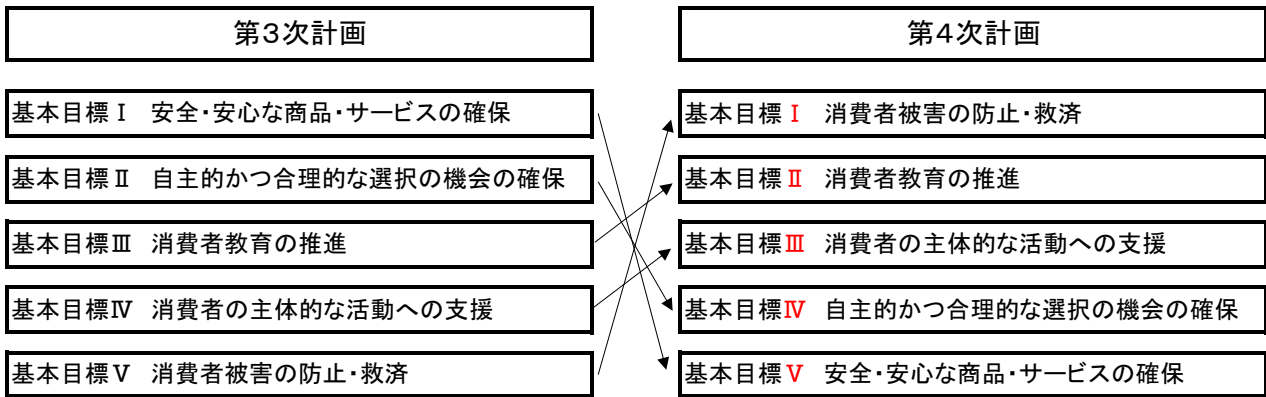
岡山県消費生活懇談会の意見を踏まえた施策の見直し

### 諸情勢の変化への対応

消費者政策の変更等に伴う、適時適切な計画の見直し

# 第4次岡山県消費生活基本計画施策体系（新旧）

[基本目標の順番変更]



[施策体系の新旧図]



(別表) 第4次岡山県消費生活基本計画 目標値

重点施策	目標項目	計画策定時	目標値
1 消費者被害の防止	消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率	85.1% (R2)	90.0% (R7)
	消費生活相談員を配置する市町村数(派遣相談員を含む)	18市町 (R2)	27市町村 (R7)
	消費者ホットライン188の認知度(「言葉も内容も知っている」)	15.8% (R2)	30.0% (R7)
	「消費者安全確保地域協議会」*1を設置した市町村の数	4市 (R2)	10市町村(R7)
2 ライフステージに応じた消費者教育の実施	消費者啓発セミナーの受講者数(5年累計)	32,711人 (H27～R元累計)	35,000人 (R3～R7累計)
	見守り力アップ講座受講者数(5年累計)	2,000人 (5年間の推計)	2,200人 (R3～R7累計)
3 若年者への消費者教育の推進	実践的な消費者教育教材*2を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合	98.4% (R元)	100% (R7)

\*1 高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

\*2 「社会への扉」（消費者庁作成）及び「発達段階別消費者教育教材」（県作成）・「障害のある人向けの消費者教育教材」（県作成）





第4次消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧

令和3年度取組照会調査時点の変更内容

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要(第4次計画に掲載中)	施策(取組)の概要(変更案)	担当部署
3 地球温暖化防止対策の推進	111	エコドライブの推進	やさしい発進を心掛けたり、アイドリングストップや、急加速をしないなどの実践に努める運転者をエコドライブ宣言者として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。	やさしい発進を心掛けたり、 <b>不必要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。</b>	環境文化部 環境企画課
1 生産段階での食の安全確保	158	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場へのHACCPの導入を支援するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	と畜場 <b>へ</b> におけるHACCPの導入を <b>支援の確認及び外部検証を実施</b> するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	保健福祉部 生活衛生課
	159	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	各処理場における食鳥と体(と殺し羽毛を除去したものの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、HACCPの導入支援を進め、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	各処理場における <b>HACCPの導入状況の確認をす</b> るとともに、食鳥と体(と殺し羽毛を除去したものの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、 <b>HACCPの導入支援を進め</b> 、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	保健福祉部 生活衛生課
2 製造から販売段階での食の安全確保	165	HACCP導入の <b>支援状況の確認</b>	飲食店等の中小規模の食品等事業者に対して、HACCPの制度化に伴う衛生管理計画の策定について支援を行います。また、HACCP導入に必要な基礎知識の普及や危害分析の実践などの研修会等を行います。	飲食店等の <b>中小規模の食品等事業者</b> に対して、HACCPの制度化に伴う <b>衛生管理計画の策定導入状況について支援確認</b> を行います。また、 <b>小規模な食品等事業者を対象としたHACCP導入に必要な基礎知識の普及や危害分析の実践などに沿った衛生管理の定着</b> 研修会等を行います。	保健福祉部 生活衛生課

第4次消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧(令和3年度計画)

基本目標 I 消費者被害の防止・救済

【重点目標1】消費者被害の防止

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 県消費生活センターの充実	1	消費生活相談の実施	県消費生活センターにおいて、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行います。	県民生活部消費生活センター	相談件数	8,000件	
	2	法律特別相談(弁護士相談)の実施	県消費生活センターで受けた消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケース等について、法律相談日を設けて弁護士による相談を行います。	県民生活部消費生活センター	相談件数	100件	
	3	相談事例研究会の開催	弁護士などの法律専門家を交えた相談事例研究会を定期的に開催し、事例の分析等を通じて、より良い解決方法などについて研究を行います。	県民生活部消費生活センター	開催回数	4回	
	4	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用	消費生活センターで受け付けた相談情報を、国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)」に登録し、蓄積して、円滑な相談処理のために活用します。 また、蓄積された情報の分析等を行った上で、消費者への注意喚起や啓発等に活かします。	県民生活部消費生活センター	相談件数	9,000件	
	5	消費者啓発セミナーの実施	県内各地の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、幅広い層(一般県民、高齢者、生徒・学生、教職員、保護者、職場等)に対して、その対象に応じた消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	参加者数	40回 3,000人	再掲 40,46,55,61,65,69,71
	6	消費生活講座の開催	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 150人	再掲 44
	7	くらしの一日教室の開催	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 100人	再掲 45
	8	生活情報サロンでの情報提供	県消費生活センターの生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供・貸出等を行います。	県民生活部消費生活センター	利用者数	1,500人	再掲 98
2 市町村の相談体制充実への支援	9	市町村での消費生活相談体制の充実促進	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけるとともに、新たに消費生活センターを設置する市町村等からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れるなど必要なサポートを行います。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかける。	
	10	消費者被害防止行政連絡会議の開催	住民に身近な市町村に、消費者被害防止等の第一線としての役割を果たしてもらえよう、市町村の担当職員等を集めた行政連絡会議を開催し、緊密な連携のための情報の共有等を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加市町村数	27市町村	
	11	市町村の消費生活相談員等への研修等の実施	県消費生活センターにおいて、「消費生活相談ガイドブック」を作成・配布するとともに、市町村の消費生活相談員及び担当行政職員を対象とした各種研修等(初任者研修、レベルアップ研修、事例研究会等)を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数 参加者数	4回 150人	
	12	消費生活相談巡回指導	市町村における相談体制の充実・強化のために、専門性を備えた指導員が巡回して、市町村の消費生活相談窓口の相談員及び担当職員等に対して、実地に相談業務に関する助言・指導等を行います。	県民生活部くらし安全安心課	実施市町村	5市町村	
3 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進	13	地域の見守りネットワークづくりへの支援	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通じて、取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部くらし安全安心課		見守り力アップ講座と連動したモデル事業や、ネットワークづくり研修会を実施する。	再掲 16
	14	見守り力アップ講座	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	300人	再掲 17,54,74
4 障害のある人の支援ネットワーク構築の促進	15	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業パック)」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		You Tubeによる消費者教育動画の配信	再掲 53
	16	地域の見守りネットワークづくりへの支援(再掲)	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通じて、取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部くらし安全安心課		見守り力アップ講座と連動したモデル事業や、ネットワークづくり研修会を実施する。	再掲 13

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	17	見守り力アップ講座 (再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	300人	再掲 14,54, 74
5 若年者の 消費者被害 防止	18	青少年のインターネットの 適正な利用に係る普及啓 発等の推進	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	県民生活部 男女共同参 画青少年課		スマホ・インターネット利用に係る危険性 や、フィルタリング等ペアレンタルコン トロールの必要性を周知するため、効果的 な啓発手法を検討し、実施する。	再掲 50
	19	青少年健全育成に向けた 講師の派遣	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者 等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理 解の促進を図ります。	県民生活部 男女共同参 画青少年課	派遣回数	30回	再掲 57,90
	20	非行防止教室	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯 電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの 向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少 年課		インターネットの危険性を知らないまま子 どもたちがスマートフォン等を利用し、犯罪 被害に遭うケースが後を絶たないことか ら、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィル タリングやペアレンタルコントロールの重 要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲 58,91
	21	「ケータイ・スマホの正しい 使い方」(WEBサイト)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使 い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話 やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家 庭等で、それらの適正な使用について考え・学べるよう支援しています。	県民生活部 男女共同参 画青少年課		子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等 利用時の危険性や注意点などの情報を提 供し、広報啓発する。	再掲 59,92
	22	保護者等のスマホ・ネット問 題への理解の促進	「知っていますか？スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづく り」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等の スマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯 学習課・人 権教育・生 徒指導課		啓発リーフレット等の活用により、保護者 等のスマホ・ネット問題への理解を促進す る。	再掲 60,94
6 外国人の 消費者トラ ブルの解決 支援	23	在住外国人に対する多言 語による生活相談、情報提 供	岡山県外国人相談センターにおいて、在住外国人に対し、多言語による生 活相談、情報提供を実施するとともに、専門的な相談については、関係機関 や専門機関への取次ぎ等を実施しています。	県民生活部 国際課		岡山県外国人相談センターにおいて、消 費者トラブルを含む生活相談に多言語で 対応します。	
	24	多言語コールセンターの設 置	県内観光施設や宿泊施設等を対象に、24時間無休の多言語コールセン ターを設置し、通訳・翻訳サービスを実施することにより、外国人旅行者との 円滑なコミュニケーションを支援します。	産業労働部 観光課		県内観光施設等に、コールセンターの利 用を周知啓発する。また、感染症を踏ま え、テレビ電話等の導入を試行する。	
7 消費者の 権利擁護	25	地域包括支援センターによ る高齢者の権利擁護事業 の充実	高齢者の総合相談や権利擁護等の役割を担う市町村の地域包括支援セ ンターにおいて、消費生活センター等との連携強化等も含めて、一層の機能 の充実が図られるよう支援します。	保健福祉部 長寿社会課	相談件数	7,900件	
	26	市民後見人養成事業	認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大 に対応するため市民後見人の候補者を養成する研修を実施します。	保健福祉部 長寿社会課	研修受講人数	130人	

## 【重点目標2】 消費者被害からの救済

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 様々な被 害からの救 済	27	県・市町村等における消費 生活相談への対応	県消費生活センターや各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口 において、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情 報提供や解決に向けたあっせん等を行っています。	県民生活部 消費生活セ ンター	相談件数	20,000人	
	28	多重債務者対策の推進	多重債務者対策協議会を設置し、多重債務相談体制の充実・強化など、 関係機関・団体が連携して実効性のある多重債務者対策(ヤミ金融対策を 含む。)を推進しています。	県民生活部 くらし安全安 心課	開催回数	1回	
	29	多重債務無料法律相談会 の開催	岡山弁護士会及び岡山県司法書士会と協力して、多重債務に関する無料 の法律相談会を実施します。	県民生活部 くらし安全安 心課	相談会 開催回数	4回	
	30	貸金業利用者相談の実施	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るた め、職員による無料相談(貸金業者の登録の有無の確認、違法な取立て行 為、多重債務など)を実施します。	産業労働部 経営支援課	相談件数	-	
	31	住宅リフォーム相談窓口の 設置	市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携 し、適切なリフォームの実施に向け、消費者への情報提供を行います。	土木部住宅 課	相談件数	リフォーム推進協議会において、住宅リ フォームに係る相談会等を開催する予定。	
	32	岡山県消費生活懇談会苦 情処理部会の運営	消費者からの苦情申出のうち解決が困難なものについては、「岡山県消費 生活懇談会苦情処理部会」において、あっせん・調停に付すことにより解決 を目指します。	県民生活部 くらし安全安 心課	あっせん調停件 数	-	
	33	訴訟の援助制度の活用	消費者が、苦情処理委員会のあっせん又は調停によって解決されなかつ た等の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟が起きたとき、訴訟に関する 費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行います。	県民生活部 くらし安全安 心課	援助件数	-	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
-------	----	---------	-----------	------	--------------	-------------------------	----

## 基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

### 【重点目標1】 ライフステージに応じた消費者教育の実施

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考	
1 学校教育等での消費者教育の推進	34	消費者教育コーディネーターの配置	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	1名		
	35	就学前段階での消費者教育	お店屋さんごっこや買い物ごっこなどの遊び等による買い物や生活経験等を通して、お金や物の価値、社会のルールやマナーの基礎を学習します。	教育庁義務教育課			県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働きかける。	
	36	小学校段階での消費者教育	3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習します。	教育庁義務教育課			研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。	
	37	中学校段階での消費者教育	社会科(公民分野)では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、消費者の保護について、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習します。	教育庁義務教育課			研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。	
	38	高等学校段階での消費者教育	公民科(現代社会(令和4年度以降の入学生は公共)、政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課			公民科・家庭科等において指導を実施する	再掲 63
	39	消費者教育における外部講師の活用	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・義務教育課			社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	再掲 64
	40	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施(再掲)	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者が遭いやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	実施回数、参加者数	10回 1,500人		再掲 5,46,55, 61,65, 69,71
	41	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター			消費者教育セミナー等の実施 6回 150人	再掲 66,89, 96
	42	金融知力講座(学生向け)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会			10月19日、10月26日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	再掲 67,83
	43	消費者教育連絡協議会の設置	消費者教育に関係する庁内課室等で構成する協議会を設置して、県における消費者教育に関する協議等を行い、効果的な教育の推進を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加団体数	9団体		
2 地域社会での消費者教育の推進	44	消費生活講座(再掲)	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 150人		再掲 6
	45	くらしの一日教室(再掲)	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 100人		再掲 7
	46	消費者啓発セミナー(一般向け・高齢者向け)の実施(再掲)	地域の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	20回 900人		再掲5,40,55, 61,65, 69,71
	47	金融広報アドバイザーの派遣	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数		希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	再掲 56,62, 84
	48	消費者被害撲滅キャンペーン	悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、「消費者被害撲滅キャンペーン」として、消費者団体やスポーツ団体等と連携したイベントを通じて啓発活動を行います。	県民生活部 くらし安全安心課			5月の消費者月間を中心に、「消費者被害撲滅キャンペーン」として、消費者団体やスポーツ団体等と連携したイベントを通じて啓発活動を行う。	
	49	高齢者等の犯罪被害防止啓発事業	犯罪に対して弱い立場にある高齢者等に対して、特殊詐欺を始めとした各種犯罪の被害を防止するため、犯罪情勢に応じた効果的な広報啓発を行います。	県民生活部 くらし安全安心課			犯罪対策等の適切な情報提供等により、高齢者を各種犯罪の被害から守るための対策を推進	
	50	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進(再掲)	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	県民生活部 男女共同参画青少年課			スマホ・インターネット利用に係る危険性や、フィルタリング等ペアレンタルコントロールの必要性を周知するため、効果的な啓発手法を検討し、実施する。	再掲 18

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考	
	51	特殊詐欺被害防止対策の推進	関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進します。	警察本部生活安全企画課		防犯ボランティア等との緊密な連携を図りながら、広報啓発、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の3項目に重点を置いた被害防止対策を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。		
	52	悪質商法被害防止対策の推進	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活環境課		悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	再掲 104	
	53	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業(再掲)	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業パック) 」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		You Tubeによる消費者教育動画の配信	再掲 15	
	54	見守り力アップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	300人		再掲 14,17, 74
3 家庭での消費者教育の推進	55	消費者啓発セミナー(保護者向け)の実施(再掲)	学校の保護者会やPTA研修などに、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、ネットトラブルなど子どもの生活において、注意が必要なことと対処法などについての啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	5回 300人		再掲5,40,46, 61,65, 69,71
	56	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、学校の保護者会やPTA研修などに派遣して、保護者向けに、子どもの金銭管理の身に付け方などについての講座を実施します。	金融広報委員会	派遣回数		希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	再掲 47,62, 84
	57	青少年健全育成に向けた講師の派遣(再掲)	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	県民生活部男女共同参画青少年課	派遣回数	30回		再掲 19,90
	58	非行防止教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課			インターネットの危険性を知らないまま子どもたちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲 20,91
	59	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)(再掲)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え・学べるよう支援しています。	県民生活部男女共同参画青少年課			子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	再掲 21,92
	60	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課			啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲 22,94
4 職域での消費者教育の推進	61	消費者啓発セミナー(職場向け)の実施(再掲)	企業等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、新入社員等を対象に、若年者が注意すべき消費者トラブルなどの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	5回 300人		再掲5,40,46, 55,65, 69,71
	62	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、企業等からの要請に応じて、新入社員等を対象とした研修会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策などについての講座を実施します。	金融広報委員会			希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	再掲 47,56, 84

## 【重点目標2】若年者への消費者教育の推進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 成年年齢引下げに対応した消費者教育・啓発の強化	63	高等学校段階での消費者教育(再掲)	公民科(現代社会(令和4年度以降の入学生は公共)、政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課	—	公民科・家庭科等において指導を実施する	再掲 38



施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	64	消費者教育における外部講師の活用(再掲)	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・義務教育課	—	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	再掲 39
	65	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施(再掲)	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者が遭いやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	—	10回 1,500人	再掲5,40,46, 55,61, 69,71
	66	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	—	消費者教育セミナー等の実施 6回 150人	再掲 41,89, 96
	67	金融知力講座(学生向け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関係する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	—	10月19日、10月26日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	再掲 42,83

### 【重点目標3】 消費者教育を担う人材の育成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上	68	県消費生活センターと連携した教員の研修機会の確保・充実	県消費生活センターが主催する教員向け消費者教育研修会への参加・活用や、県総合教育センターの研修講座等を県消費生活センターと連携して実施することなどにより、教員の消費者教育に関する研修機会の確保・充実に図ります。	教育庁義務教育課・高校教育課・総合教育センター 県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	教員向け消費者教育講座1回50人	
	69	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	学校等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、児童・生徒が注意が必要な消費者トラブルと対処法や、消費者教育に役立つ内容で講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	5回 300人	再掲5,40,46, 55,61, 65,71
	70	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	1名	再掲 34,73
2 大学における教職員の指導力の向上	71	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	大学等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、学生が注意が必要な消費者トラブルと対処法など、支援に役立つ内容の講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	5回 300人	再掲5,40,46, 55,61, 65,69
3 地域人材の育成	72	消費者啓発セミナーボランティア講師の派遣・育成	県消費生活センターがボランティア講師として養成した個人・団体を、県内各地で行われる消費者啓発セミナーの講師として派遣して、消費者被害防止の講座を実施するとともに、ボランティア講師のレベルアップ等のための研修等を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	1回 30人	
	73	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	1名	再掲 34,70
	74	見守り力アップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	300人	再掲 14,17, 54

### 【重点目標4】 他の関連する教育との連携

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 環境教育との連携	75	環境学習の推進(環境学習出前講座・おこやま環境学習プログラム集(WEB版))	県民や事業者、NPO等との連携・協働の下、体験型の環境学習の機会の充実を図るなど、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進します。環境の保全に対する意識を高め、自ら考え行動できる人の育成を目指し、県と環境学習センター「アスエコ」では、環境団体との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施しています。「おこやま環境学習プログラム集(WEB版)」において、出前講座などによる環境保全等に関する学習プログラムや体験プログラム、施設見学などの環境学習メニューを提供している県内施設などを紹介しています。	環境文化部新エネルギー・温暖化対策室	出前講座開催回数(委託)	様々な「環境学習出前講座」を実施する。「おこやま環境学習プログラム集(WEB版)」において、出前講座などによる環境保全等に関する学習プログラムや体験プログラム、施設見学などの環境学習メニューを提供している県内施設などを紹介する。	
	76	子どもの環境に対する意識の醸成(こどもエコクラブ・環境学習エコツアー)	次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、こどもエコクラブ(幼児から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について主体的に学び、活動するクラブ)の活動支援や、環境学習エコツアー(環境問題を身近な問題ととらえるには、現場に接することが重要であることから、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・新エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアー)の実施などにより、環境学習を推進します。	環境文化部新エネルギー・温暖化対策室	環境学習エコツアー参加者数	こどもエコクラブの活動支援や、環境学習エコツアーの実施などにより、環境学習を推進する。	
	77	健康づくり普及事業	「健康づくりのための食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施します。	保健福祉部健康推進課		リーダー研修会・教室 開催回数 20回	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
2 食育との連携	78	食育ネクストステージプロジェクト	保健所・支所が中心となり、関係機関及び団体等と連携し、小・中学生を対象に、岡山県食の安全・食育推進計画に掲げる目標「朝食を毎日食べる者の割合100%」を達成するための事業を展開します。	保健福祉部健康推進課	開催回数	開催回数 9回	
	79	地産地消の推進	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざします。	農林水産部農村振興課	-	地産地消協力店登録店舗数 404店舗	
	80	学校給食指導者等研修講座	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実に目的に講習会を実施します。(隔年開催)	教育庁保健体育課	参加者数	360人	
3 金融教育との連携	81	岡山県金融・金銭教育協議会(教員向け)	金融・金銭教育の重要性やその進め方等について、講演、参加者による研究報告及び意見交換等を通じて理解を深めることにより、教育現場における金融・金銭教育の取組を支援します。	金融広報委員会	開催数	「2021年度 岡山県金融・金銭教育協議会」を開催(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)	
	82	金融・金銭教育研究校	幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、金融経済に関する正しい知識の習得(金融教育)や、金銭やものに対する健全な価値観の養成(金銭教育)を図るための教育を実践し、その効果的な方法を研究する幼稚園、小・中・高等学校を指定した上で、その取組をサポートします。	金融広報委員会	実施校数	中学校(1先)へ新規委嘱、継続委嘱先高等学校(1先)、小学校(1先)、幼稚園(2先)	
	83	金融知力講座(学生向け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	参加者数	10月19日、10月26日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	再掲 42.67
	84	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	再掲 47.56、 62
	85	金融経済講演会(一般向け)	金融・経済に関する幅広いテーマでの講演会の開催により、県民が身近に金融・経済についての知識を得ることができる機会を提供します。	金融広報委員会	参加者数	秋に、おかやま未来ホールにて「金融経済講演会」を開催(1回 300名)	
	86	知るぼると塾(一般向け)	生活に密着した県民の関心が高い金融分野のテーマにより、連続講座を開催して、暮らしに役立つ生活情報を提供します。	金融広報委員会	参加者数	秋以降、「知るぼると塾」を2回開催(各30名程度)	
	87	消費生活展等での金融に関するアドバイス等(一般向け)	行政や消費者団体が実施する「消費生活展」等に出席して、金融広報アドバイザーが、直に住民に対して、生活設計や金融トラブル等に関するアドバイスや情報提供を行います。	金融広報委員会	参加者数	希望する先に対し、アドバイザーを派遣して消費生活展を開催	
4 情報教育との連携	88	学校教育における情報教育	学校教育における情報教育は、小学校では各教科等で横断的に、中学校では技術・家庭科を中心に、高等学校では、情報科を中心に、情報モラルや情報セキュリティ等に関する内容を含め、「情報活用能力」の育成を目指して実施しています。	教育庁義務教育課・高校教育課	情報活用能力を扱った研修講座数	研修講座等で「情報活用能力」の育成を働きかける。	
	89	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「情報モラル」や「情報発信者の責任」等をテーマにした教材(「写真をSNSにアップしていいですか?」「その書込み大丈夫?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部消費生活センター 教育庁人権教育・生徒指導課		消費者教育セミナー等の実施 6回 150人	再掲 41.66、 96
	90	青少年健全育成に向けた講師の派遣(再掲)	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	県民生活部男女共同参画青少年課	派遣回数	30回	再掲 19.57
	91	非行防止教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課		インターネットの危険性を知らないまま子どもたちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲 20.58
	92	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)(再掲)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え・学べるよう支援しています。	県民生活部男女共同参画青少年課		子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	再掲 21.59
	93	情報モラル指導の推進	情報モラル指導の推進を図るため、県総合教育センターで研修講座を実施し、スマホ・ネット問題への対応など、情報モラル指導の取組を推進します。	教育庁総合教育センター	情報モラル教材を活用した研修講座数	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかける。	
94	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課		啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲 22.60	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	95	OKAYAMAスマホサミット	子どもたち自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的な活動によるルールづくりなどの取組を進めるために、平成26年度から毎年度、「OKAYAMAスマホサミット」を開催しており、平成30年度からは、中学生・高校生に加え、小学生や保護者にも対象を広げて実施しています。(コロナにより、R2は開催中止)	教育庁人権教育・生徒指導課		OKAYAMAスマホサミットの開催 県北スマホサミットの開催	
5 その他の関連する教育との連携	96	(法教育との連携) 「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「契約」等をテーマにした教材(「契約」「どこまで売買は認められるの?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部 消費生活センター 教育庁	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	消費者教育セミナー等の実施 6回 150人	再掲 41,668 89
	97	(国際理解教育との連携) 国際理解教育と連携した消費者教育	小学校段階では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養います。 中学校段階では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探求するなどの学習を行います。	教育庁義務教育課		国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	

### 【重点目標5】消費生活に関する啓発・情報提供

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 消費生活に関する啓発・情報提供の充実	98	生活情報サロンでの情報提供(再掲)	県消費生活センター内の生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供や貸出等を行います。	県民生活部 消費生活センター	利用者数	1,500人	再掲 8
	99	消費生活情報誌の発行	県消費生活センターが発行する情報誌「センターからのお便り」により、最新の消費者トラブル事例や注意喚起、消費者教育に関する教材等の情報などの提供を行います。(年4回発行)	県民生活部 消費生活センター	発行部数	8,000部	
	100	消費者啓発用資料等の作成・配布	県消費生活センター等での消費生活相談の状況等を踏まえ、消費者被害防止等に役立つ啓発用パンフレット等を作成・配布します。 ・知っておきたい契約・取引の基礎知識 ・消費者トラブル対処法 ・笑顔でくらす虎の巻 被害にあわない対応策教えます ・高齢者のための「元気に笑顔でくらす～虎の巻～」 ・医療サービスうける前に確認しよう ～私たちは医療消費者～ 他	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター	発行部数	20,000部	
	101	新聞等による情報提供	新聞の定期掲載枠等を活用して、消費者被害防止等に役立つ情報を提供します。	県民生活部 消費生活センター		テレビ・新聞・ラジオによる広報を行う。	
	102	ホームページ等による情報提供	県消費生活センターや各部門のホームページ等により、安全・安心な消費生活に必要な情報や消費者教育の推進に役立つ情報などを幅広く提供します。	県民生活部 消費生活センター 他	HPアクセス件数	400,000件	
	103	ソーシャルメディアによる情報提供	県消費生活センターが、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)により、消費者の安全安心の確保のための注意喚起や消費者施策に関する様々な情報をタイムリーに情報提供します。	県民生活部 消費生活センター		ソーシャルメディアによる情報提供を行う。	
	104	悪質商法被害防止対策の推進(再掲)	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活環境課		悪質商法等の被害防止に向け、最新の手口を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	再掲 52
	105	インターネット上のトラブル対処法	インターネット上のトラブル対処法を分かりやすく広報するため、実際の相談事例を踏まえた「サイバー・瓦版」等の広報資料の発行、ウイルス感染やサポート詐欺を疑似体験できるサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーをあらゆる団体を対象として実施します。	警察本部サイバー犯罪対策課		SNSや各種広報資料等を活用した広報啓発を行うとともに、幅広い世代を対象として、サイバー犯罪の現状と対策等に係る講演やサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーを実施する。	
106	「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ」による情報の共有	消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」(自立した消費者になるために、幼児期から高齢期までのライフステージを通じて、対象領域ごとに、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくことが求められるのかについて一覧できるようにしたもの)の枠組みに基づき作成した「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ(岡山県版)」(対象領域ごと、ライフステージごとに、本県における消費者教育の取組や、活用できるWEBなどの情報源や教材・講座等の教育資源等を整理したもの)により、消費者教育の担い手等における情報の共有を促進します。	県民生活部 くらし安全安心課				

### 基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

#### 【重点目標1】公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 エシカル消費(倫理的消費)の普及啓発	107	講座・イベント等を通じた意識醸成	県内各地で実施する講座・イベント等の機会を通じて、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター	講座・イベント	1回 50人	
	108	啓発リーフレット等を活用した意識醸成	「消費者市民社会」について紹介したリーフレット等を作成・活用して、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター	-	啓発リーフレット等を活用し、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図る。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
2 「もったいない」運動の推進	109	「おかやま・もったいない運動」の推進	「もったいない」をキーワードとして、「ごみを減らす(リデュース)」「再使用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」という取組である「3R」について、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。	環境文化部 循環型社会推進課	もったいない フォーラム参加者 及びエコチャ レンジコンテスト 参加者	2,000人	
	110	「エコ製品」の認定と利用促進	「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、これらの利用促進を図ります。	環境文化部 循環型社会推進課	認定品目数	370件	
3 地球温暖化防止対策の推進	111	エコドライブの推進	やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。	環境文化部 環境企画課	エコドライブ宣 言者数	各種広報媒体を使用してエコドライブの普及促進及び宣言者の増加など取組を推進する。	
	112	低公害車の普及促進 →施策変更につき調整中	-	-	-	-	
	113	公共交通の利用促進	生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交通手段への転換を図る観点から、「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)や、バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドなど、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。	県民生活部 県民生活交通課		公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施する。	
	114	アースキーパーメンバーシップ事業の推進	自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業所をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センター等が会員の活動を支援します。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	アースキーパー メンバーシップ 会員数	アースキーパーメンバーシップ会員を募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センター等が会員の活動を支援する。	
4 食品ロス削減の推進	115	食品ロス削減月間キャンペーン事業	食品ロス削減月間の10月を中心にキャンペーンを実施し、県民の食品ロスに対する理解と実践的な取組を促進します。	環境文化部 循環型社会推進課	キャンペーン 参加者	2,000人	
	116	「30・10運動」の全県的な展開	会食時の食べ残しを減らす「30・10運動」(最初の30分、最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動)を、季節ごとのキャンペーン等を通じて全県的に展開します。	環境文化部 循環型社会推進課	30・10運動三角 柱の配布数	3,000枚	
	117	地域を学んでのこさず食べよう事業	大学生が、地域の食材・食品の生産過程やそれらが生まれてくる地域の土壌・気候・風土等をフィールドワークで調査・研究した上で、それらを取りまとめた教材を作成し、小学校で出前講座等を行うことで、地域の誇りや「もったいない」の気持ちを育みます。	環境文化部 循環型社会推進課	事業実施小学 校・大学数	3校	
	118	食品ロス・家庭ごみ削減ヒント集の作成・活用	家庭で取り組める食品ロス削減の方策(ポイントとなる「買いすぎず」「使いきる」「食べきる」の3つの切り口による具体的なアクション)を提示する小冊子により県民の取組を促進します。	環境文化部 循環型社会推進課	ヒント集配布数	8,000部	

## 【重点目標2】 消費者の組織活動の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 消費者団体の活動の促進	119	消費者団体の活動支援	地域における消費者運動を促進するため、消費生活関連事業の調査研究や啓発事業等を通じて、消費者団体の育成と活動の支援を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	委託団体数		
	120	適格消費者団体の活動支援	関係機関との情報交換やネットワーク形成活動、専門家等との連携による相談事業等への参加を促すとともに、「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」に基づく情報提供等を行うなど、消費者団体訴訟制度の担い手としての活動を支援します。	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター	助成団体数		
	121	生活協同組合の育成・指導	消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づく検査等を通じて組合の育成・指導を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	検査団体数	3団体	
	122	消費者啓発グループ等の育成・支援	消費者啓発セミナーボランティア講師等として活動する消費者啓発グループ等を育成・支援するため、講座等を開催する。	県民生活部 消費生活センター	登録数 団体 個人	15団体 19人	
	123	特定非営利活動法人等の運営力強化のための支援	消費者問題等に取り組む特定非営利活動法人等に対して、必要な情報提供など、活動を支援します。	県民生活部 県民生活交通課	研修参加者数	90人	
2 消費者団体の交流・連携の促進	124	きらめきプラザの活用等による消費者団体の交流・連携の促進	地域において、消費者教育や消費生活の向上のために、主体的に様々な取組を行っている消費者団体が、一層有効に活動できるよう、きらめきプラザや県消費生活センターを活用して、消費者団体相互の交流を支援します。	県民生活部 消費生活センター		きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施する。	

## 【重点施策3】 消費者の意見の反映

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 消費者と行政との連携	125	岡山県消費生活懇談会の運営	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者、学識経験者、生産・流通関係者、教育関係者の委員で組織する消費生活懇談会において、消費生活行政に関する重要事項について調査審議を行います。 なお、当懇談会は、消費者教育推進地域協議会を兼ねています。	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	2回	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	126	知事への申出制度の運用	消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているなどとして知事に申出があった場合、必要な調査を行った上で、その申出の内容が事実である場合は、必要な措置をとります。	県民生活部 くらし安全安心課	申出件数	-	

## 基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

### 【重点目標1】 規格・表示等の適正化

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 規格・表示・計量等の適正化	127	家庭用品の規格及び品質表示に関する指導監視	「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査など指導監視を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	立入検査数	立入検査数 5店舗	
	128	不当景品類・不当表示等に関する指導監視	景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について指導監視を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	指導件数	指導件数 -	
	129	商品量目に関する検査指導	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。	産業労働部 産業企画課	検査指導店舗数	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。	
	130	食品表示制度周知啓発事業	現在の食品表示ルールを事業者に正しく理解していただくために、事業者向けの講習会を開催します。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	参加者数 2回 100人	

### 【重点目標2】 取引における公正・公平の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 適正な事業活動の促進	131	特定商取引法等に基づく事業者に対する指導監視	取引の公正と消費者の利益保護を図るため、特定商取引法等に基づき、不適正な取引行為等を行う事業者の指導監視を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	指導等件数	特定商取引法等に基づき、不適正な取引行為等を行う事業者の指導監視を行う。	
	132	医療機関の人員・設備等に関する指導監視	適正な医療を確保するため、医療法に基づき、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行います。	保健福祉部 医療推進課	立入検査数	立入検査数 83件	
	133	介護保険法に基づく指導監督	適正な介護サービス等を確保するため、介護保険法に基づき、事業者に対する指導監督を行います。	保健福祉部 保健福祉課 指導監督施設	指導監督施設数	350施設	
	134	貸金業者に対する指導監督	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者等の指導監督を行います。	産業労働部 経営支援課	立入検査数	16事業者	
	135	旅行業法に基づく事業者に対する指導監督	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業法に基づき、旅行業者等の指導監督を行います。	産業労働部 観光課	立入検査数	12業者への立入検査を実施予定	
	136	建設業者に対する指導監督	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行います。	土木部 監理課	-	-	
	137	建設工事紛争審査会による紛争の処理	建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、建設業法に基づき、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理します。	土木部 監理課	-	-	
	138	宅地建物取引業法に基づく指導監督	宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行います。	土木部 建築指導課	立入検査数	12業者	
2 悪質な事業者の取締り	139	特定商取引法等に基づく悪質事業者の処分・公表	特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	公表件数	特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行う。	
	140	悪質商法事犯の取締り等	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うことにより、消費者の被害拡大防止に努めます。	警察本部 生活環境課	-	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	

### 【重点目標3】 公正な価格の形成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 価格・需給動向の監視	141	生活必需品の価格の監視	不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	-	不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行う。	
2 物価情報の提供	142	消費者物価指数の提供	総務省統計局が公表している「消費者物価指数」に基づき、毎月、ホームページ等により「岡山市消費者物価指数」を情報提供します。	総合政策局 統計分析課	提供回数	12回	



施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
-------	----	---------	-----------	------	--------------	-------------------------	----

#### 【重点目標4】 生活必需品の安定供給

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 生鮮食料品の安定供給	143	肉豚価格安定事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	60,720頭	
	144	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、肉用牛肥育農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	11,900頭	
	145	鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、消費者への鶏卵の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	事業参加戸数	21戸	
	146	野菜価格安定制度	「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補給金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図ります。	農林水産部農産課		産地強化計画策定数 10産地	
2 大規模災害時における生活物資等の確保	147	生活必需品の確保	岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図ります。	産業労働部産業企画課	会員団体数	-	
	148	救急医薬品等の確保	「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図ります。 また、「新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図ります。	保健福祉部医薬安全課	確保数(累計) 協定締結団体数(継続含む)	抗インフルエンザウイルス薬 263,800人分 乾燥カスエソウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	
	149	LPガスの確保	「LPガスの調達に関する協定」を締結し、災害発生時における緊急用LPガスの確保を図ります。	消防保安課	協定締結団体数	1団体 (継続)	

#### 基本目標 V 安全・安心な商品・サービスの確保

#### 【重点目標1】 生産から消費に至る一貫した食の安全確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 生産段階での食の安全確保	150	GAPの導入推進	食品安全、環境保全、労働安全等を確保するための農業生産の工程管理手法であるGAPについて、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行います。	農林水産部農産課	GAP導入産地数	50産地 (累計)	
	151	農業の安全、適正使用の指導	現場における指導的な立場にある者等を対象に「農業管理指導員」の認定研修会を実施し、農業の適正使用を徹底します。また、農業者、防除業者等に対し農業使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農業危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農業の流通・使用における適正な取扱いを図ります。	農林水産部農産課		農業管理指導員認定研修会開催回数 6回	
	152	環境保全型農業の推進	全国に先駆けて、昭和63年度に化学肥料・農薬(天敵を除く)を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の認証制度を創設するとともに、慣行栽培に比べて化学肥料・農薬を5割以上低減する「特別栽培農産物」や概ね3割低減する「エコファーマー」など、環境保全型農業の推進に取り組んでいます。	農林水産部農産課	化学肥料・農薬の低減に取り組む面積	705ha	
	153	養殖衛生管理体制の整備	養殖業者に対して、魚類防疫講習会や養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用の指導をします。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行います。	農林水産部水産課	養殖場監視指導達成率	65% (28/43)	
	154	貝毒発生モニタリング調査	各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行います。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導します。	農林水産部水産課	検体件数	プランクトン 940検体 貝毒 28検体	
	155	カキのノロウイルスモニタリング調査	漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施する漁協等に対して支援を行います。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導します。	農林水産部水産課	調査検体数	165検体	
	156	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底します。	農林水産部畜産課 保健福祉部生活衛生課	牛農場立入回数	1,304戸	
	157	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努めます。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延防止を行います。	農林水産部畜産課	養鶏農場立入回数 鳥インフルエンザモニタリング検査の実施回数	484戸 2,100羽	
	158	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場におけるHACCPの導入の確認及び外部検証を実施するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	保健福祉部生活衛生課	と畜場のHACCP導入状況	開場時に随時実施	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	159	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	各処理場におけるHACCPの導入状況の確認をするとともに、食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	食鳥処理場のHACCP導入状況	大規模施設 各2回 小規模施設 各1回	
2 製造から販売段階での食の安全確保	160	一般的な食中毒対策	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行います。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数	-	
	161	リスクの高い食中毒対策	腸管出血性大腸菌など重篤な健康危害が生じる食中毒や、カンピロバクター・ノロウイルスなど発生頻度の高い食中毒の対策として、監視指導等を徹底します。 牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供を禁止し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食用としての提供の自粛を指導します。	保健福祉部 生活衛生課		各保健所で実施	
	162	その他の原因による食中毒対策	食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者や消費者に対し啓発を行います。寄生虫や自然毒に対する食中毒については、対象者を明確にして効果的な啓発を行います。	保健福祉部 生活衛生課		ラジオ、NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発	
	163	食中毒注意報の発令	夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。	保健福祉部 生活衛生課		-	
	164	試験検査の実施	県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格、衛生規範に適合しているか、過去のデータを踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努めます。 また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格、衛生規範に適合した食品が製造されているか確認します。	保健福祉部 生活衛生課		収去 2,015件	
	165	HACCP導入状況の確認	飲食店等の食品等事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理の導入状況について確認を行います。また、小規模な食品等事業者を対象としたHACCPに沿った衛生管理の定着研修会等を行います。	保健福祉部 生活衛生課		-	
	166	栄養教諭・学校栄養職員研修講座	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的として実施します。	教育庁保健 体育課	参加者数	120人	
	167	食品表示法の周知及び相談対応	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。	県民生活部 保健福祉部 農林水産部		-	
	168	表示を行う事業者への監視指導	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、表示ミスや表示漏れを起こさない管理体制を整備しているかなどを確認します。また、原産地表示の偽装などの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処します。	県民生活部 保健福祉部 農林水産部	食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	50店舗	
	169	試験検査による表示の点検	県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品の表示が適正に行われているか確認します。	保健福祉部 生活衛生課	収去検査件数	325 件	
	170	米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の監視指導	米トレーサビリティ法では、米穀事業者に対して、米穀等の取引などに係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けており、米穀等の適正な流通が図られるよう監視指導します。	農林水産部 農産課 県民生活部 くらし安全安心課	調査施設数	調査施設数 50店舗(農産課) 5店舗(くらし安全安心課)	
	171	健康食品等の監視指導	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図ります。 医薬品成分が含まれる可能性が考えられる痩身・強壯の効果を期待させる健康食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努めます。	保健福祉部 医薬安全課	健康食品買上検査件数(県独自)	6件	
	172	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品等への対応	健康食品販売店舗における医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広告の改善を指導します。	保健福祉部 医薬安全課	健康食品広告等の確認件数	300件	
173	有害物質の汚染実態調査	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施します。	保健福祉部 生活衛生課	有害物質の汚染実態調査件数	重金属17件 農薬 18件 PCB 19件 TBTO 9件		
174	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者を対象とした講習会の開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図ります。	保健福祉部 生活衛生課	開催回数 参加者数	-		
3 消費段階での食の安全確保	175	食の安全相談窓口での対応	保健所等に設置している窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげます。	保健福祉部 生活衛生課	相談件数	-	
	176	健康危害の申出への対応	食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにします。	保健福祉部 生活衛生課		-	
	177	食品表示110番での対応	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付けます。	県民生活部 くらし安全安心課	相談件数	相談件数 -	
	178	食品の回収等の情報の公表	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に係る食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。	保健福祉部 生活衛生課	「健康に重大な危害を及ぼす食品の情報の公表」の施策満足度	-	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	179	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。 さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができます。	県民生活部 農林水産部 保健福祉部	-	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努める。	
	180	「見える化」教材を活用した衛生知識の普及啓発	手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行います。	保健福祉部 生活衛生課	体験型講習会 受講者数	2,300人	
	181	食の安全に関する知識の普及啓発	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。	保健福祉部 生活衛生課	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	130回	

【重点目標2】商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 家庭用品等の安全性の確保	182	消費生活用製品の販売業者に対する指導監視	「消費生活用製品安全法」に基づき、特定製品(一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品(長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る表示義務・説明義務等に関して、販売事業者に対する立入検査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	立入検査数	立入検査数 5店舗	
	183	電気用品の販売業者に対する指導監視	「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売事業者への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売を規制します。	消防保安課	立入検査数	2件	
	184	液化石油ガスの販売業者に対する指導監視	一般消費家庭の事故防止を図るため、販売事業者に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策を推進します。	消防保安課	立入調査数(立入検査数)	378件	
	185	有害物質を含有する家庭用品の安全対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準の定められている家庭用品(繊維製品、家庭用化学製品等)について試買検査を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	試買検査数	65	
2 医薬品等の安全性の確保	186	医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後に至る一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行います。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	1,400施設	
	187	毒物劇物の製造業者等に対する指導監視	毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行います。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	400施設	
3 サービスの安全性の確保	188	生活衛生営業施設の指導監視	関係法令に基づき、生活衛生営業施設(理容・美容・クリーニング・旅館・興業場・公衆浴場)の施設管理や衛生管理など日常管理について、指導監視を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数 (理容) (美容) (クリーニング) (旅館) (興行場) (公衆浴場)	774件 123件 252件 140件 157件 9件 93件	
4 住宅の安全性の確保	189	岡山県建築物耐震診断等事業(木造住宅耐震診断事業等)による耐震化の促進	岡山県木造住宅耐震診断マニュアル等による適正な住宅の耐震診断を実施し、それに基づく改修の促進を図ります。 木造住宅等の耐震診断(現況診断、補強計画)及び耐震改修への市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。	土木部建築指導課	診断件数	327件	
	190	住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保制度等の普及啓発	新築住宅の供給に当たっては、消費者が安心して住宅を取得できるよう、住宅性能を等級や数値で表した住宅性能表示制度や住宅事業者が保険への加入又は保証金の供託を義務付けた住宅瑕疵担保制度の情報提供に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行います。	土木部住宅課		-	
	191	室内空気汚染物質相談の実施	住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行います。	保健福祉部 生活衛生課	相談件数	-	
	192	高齢者在宅生活支援助成の実施	高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改造する場合の市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。(政令市、中核市除く。)	保健福祉部 長寿社会課	助成件数	207件	
	193	道路、住宅等の防犯指針の普及促進	平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課		各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかける。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	R3計画 指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
-------	----	---------	-----------	------	--------------	-------------------------	----

【重点目標3】 安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R3計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 情報の提供	194	ホームページ等による食の安全に関する情報提供の充実	食の安全に関して、ホームページの掲載内容を充実させ、ラジオ等の広報番組、広報紙、街頭キャンペーン(スーパー等でのチラシ配布、広報車巡回)など様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を提供します。	保健福祉部 生活衛生課	街頭キャンペーン回数	-	
	195	ホームページ「健康おかやま21」の充実	県の健康増進計画である「第2次健康おかやま21セカンドステージ」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図ります。	保健福祉部 健康推進課		ホームページアクセス件数の増	
	196	「栄養成分表示の店」登録事業	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、利用頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進します。	保健福祉部 健康推進課		登録店舗数 341件	
	197	薬事衛生知識の普及啓発及び医薬品等の情報伝達	「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協力して薬事衛生知識の普及啓発を図るとともに、県薬剤師会「薬事情報センター」を通じて、薬に関する問い合わせに応じています。	保健福祉部 医薬安全課	相談・情報提供件数	-	
	198	介護サービス情報公表システムでの情報公開	介護サービス情報公表システムを活用して、県民に対して介護サービス事業所等の情報提供を行っています。	保健福祉部 保健福祉課 指導監査室	情報掲載件数	2,400件	
	199	食の安全サポーターへの情報提供等	食の安全サポーター(※)登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供します。サポーターは、所属の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深めます。 ※県民へ食に関する正しい知識や理解を深めるため、自主的に活動する企業(団体)として、登録された企業(団体)	保健福祉部 生活衛生課	食の安全サポーター登録団体数 食の安全サポーター情報配信回数	R4までに120団体	
2 相互理解の促進	200	リスクコミュニケーション事業の実施	リスクコミュニケーション事業を国の機関と連携して実施するとともに、リスクコミュニケーション提案型の活動に対する支援を行います。テーマについては、県民意識調査を参考にするなど、効果的に取り組みます。	保健福祉部 生活衛生課	リスクコミュニケーション事業実施回数	R4までに累計50回	
	201	リスクコミュニケーションの場や機会の提供等と地域への波及	関係者が食の安全確保の取組について情報提供や意見交換するための場や機会の提供、リスクコミュニケーション活動を行う者に対する支援を行います。 また、意見交換会等の参加者からその周囲の方へリスクコミュニケーションの輪が広がるよう働きかけや資料の提供等の取組を行います。	保健福祉部 生活衛生課	リスクコミュニケーション事業参加者から県民への伝達実施回数	R4までに累計250回	
	202	リスクコミュニケーションに係る食品関連事業者等の支援	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援を行います。	保健福祉部 生活衛生課		-	